JNSA PKI相互運用技術WG主催セミナー PKI Day 2012



タイムビジネス協議会の活動

2012年12月13日 タイムビジネス協議会(TBF)



本日の内容

- ■タイムスタンプとは(認定制度、時刻のトレーサビリティ)
- ■タイムスタンプと電子署名(その異なる役割)
- ■e-文書法の整理(タイムスタンプ・電子署名の視点)
- ■タイムビジネス協議会について

「タイムビジネス」があなたの情報資産を護ります ~重要なのは信頼できる情報~



タイムスタンプとは

(認定制度、時刻のトレーサビリティ)

タイムスタンプ: デジタルだから、いつ? を証明できる

電子文書が

- ① スタンプ時以前に存在していたこと
- ② スタンプ時以降改ざんされていないこと

を証明する仕組み。

① 以前に存在していた

② 以降改ざんされていない

ハッシュ値と時刻情報と を合わせて 文書にスタンプ添付 (タイムスタンプトークン)









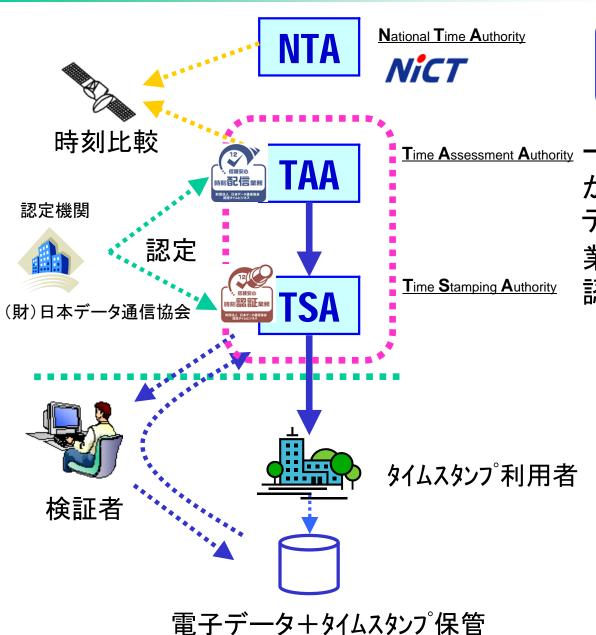
2006年12月3日 ここでタイムスタンプ

2012年3月19日 改ざんされていない

タイムスタンプは、信頼できる時刻を利用した電子文書の証拠性を確保する技術です。



タイムビジネス信頼・安心認定制度



「タイムビジネスに係る指針~ネットワーク の安心な利用と電子データの安全な長期 保存のために~」(総務省指針)

時刻に関する認定基準

- TSAは、認定TAAからの時刻配 信業務を利用すること
- TAAは、NTAが指定した時刻比 較および保管すること



信頼できるTAA・TSAの時刻

認定事業者





時刻配信業務認定事業者(TAA)

認定番号	サービスの名称	事業者の名称	認定取得日	認定の有効期間 ^{注3}
TA0001(4)	アマノ時刻配信・監査サービス for TSU	アマノ株式会社	H17.3.22	H23.03.22-H25.03.21
TA0004(4)	SecureNTP時刻配信サービス	セイコーインスツル株式会社	H18.4.24	H24.04.24-H26.04.23
TA0005(2)	衛星時刻配信サービス	スカバー JSAT 株式会社	H21.7.8	H23.07.08-H25.07.07



時刻認証業務認定事業者(TSA)

1) デジタル署名を使用する方式

認定番号	サービスの名称	事業者の名称	認定取得日	認定の有効期間 ^{注3}
SD0001(4)	アマノタイムスタンプサービス3161	アマノ株式会社	H17.3.31	H23.03.31-H25.03.30
SD0002(4)	PFUタイムスタンプサービス	株式会社PFU	H17.3.31	H23.03.31-H25.03.30
SD0004(4)	e-DCMタイムスタンプサービス ^{注1}	ドコモエンジニアリング北陸株式会社	H18.1.16	H24.01.16-H26.01.15
SD0005(4)	サイバータイム時刻認証サービス ^{注2}	セイコーブレシジョン株式会社	H18.4.24	H24.04.24-H26.04.23
SD0006(1)	S.T.E.P Time Carve 時刻認証サービス	<u>北海道総合通信網株式会社</u>	H23.10.03	H23.10.03-H25.10.02

2)アーカイビング方式

認定番号	サービスの名称	事業者の名称	認定取得日	認定の有効期間 ^{注3}
SA0001(4)	SecureSeal ^R standard	株式会社NTTデータ	H18.3.8	H24.03.08-H26.03.07

出典:タイムビジネス認定センター http://www.dekyo.or.jp/tb/list/



時刻のトレーサビリティ標準化

Trusted time source for Time Stamp Authority: 時刻のトレーサビリティ保証機関として時刻配信局=TAA(Time Assessment Authority)が国際勧告として定義された。



国際電気通信連合無線通信部門 ITU-R SG7(科学業務)にて2010 年4月27日 日本勧告案がITU-R TF.1876として承認



-JISX5094:2011年5月20日制定 -現在SC27/WG2 にて<u>ISO化</u>推進中 ISO18014-4:Stage30.20 2012年6月5日)

タイムスタンプに言及している法律・ガイドライン等

国税庁:

国税関係書類のスキャナ保存要件

(財務省令第一号、国税庁告示第三号、第四号)

「帳簿、決算関係書類、契約書・領収書の一部を除く国税関係書類に、(財)日本データ通信協会が認定するタイムスタンプ付与」

厚生労働省:

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン

「医療情報の真正性確保の為に、(財)日本データ通信協会が認定するタイムスタンプ付与」

特許庁:

ガイドライン「先使用権制度の円滑な活用に向けて」

「タイムスタンプは先使用権の立証のための、時刻の先後に関する一つの証拠として、簡便な手法であり、有益」

文部科学省:

指導要録等の電子化に関する参考資料

電子署名や暗号化技術、タイムスタンプ等を用いて記録することにより真実性を保ち、改ざんを防止することが望まれます。

建築業協会:

ガイドライン「建築物の建築工事における書類・図面の電子化/保存」

「法的証拠能力強化の為電子署名とタイムスタンプを紹介」

総務省:

ASP・SaaS における情報セキュリティ対策ガイドライン

「サービス種別に関わらず、完全性への要求は「高」いものと考えられる。・・・原本性(真正性)確保の手段としては、時刻認証による方法・・・等が考えられる。」

環境省•経済産業省:

事業者向け公害防止ガイドライン

「データ改ざんが物理的に不可能な計測システムや、電子署名、タイムスタンプを活用する。」

各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議: オンライン手続きにおけるリスク評価及び電子署名・認 証ガイドライン

「長期保存した文書の完全性及び非否認性を示すためには、タイムスタンプ 署名を定期的に施すなどの処置をすべきである。」

日本公認会計士協会:IT委員会研究報告第38号

電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意点

「電子的回答と監査証拠の証明力として、電子的回答においては、信頼しうるPKIとタイムスタンプのような情報技術を組み合わせる」

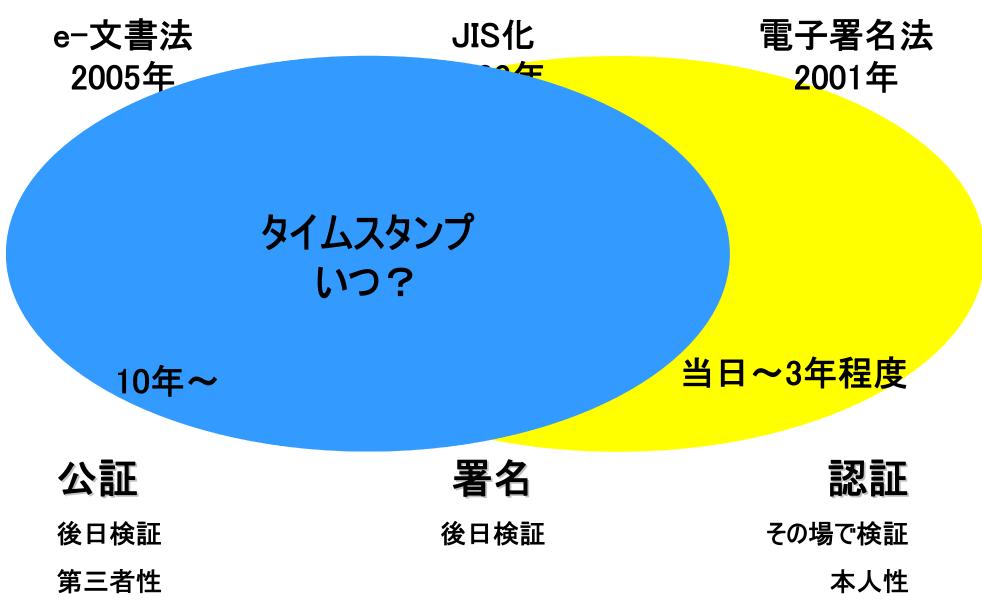


タイムスタンプと電子署名

(その異なる役割)



タイムスタンプと電子署名



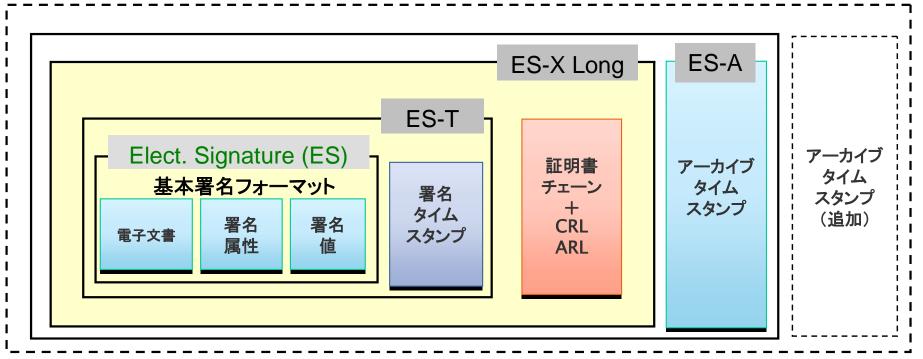


長期署名プロファイルのJIS規格

2008年3月:長期署名プロファイルJIS化

JIS-X5092 CMS利用電子署名(CAdES)の長期署名プロファイル JIS-X5093 XML署名利用電子署名(XAdES)の長期署名プロファイル [ポイント]

- ・署名タイムスタンプにより署名時刻の証拠性を確保
- ・失効情報や証明書を署名データ内に格納し、証明書検証の継続性を確保
- ・アーカイブタイムスタンプの暗号アルゴリズムにより、署名データや失効情報等を保護



ES: Electronic Signature

ES-T: Electronic Signature with Time stamp ES-X Long: Electronic Signature eXtended ES-A: Electronic Signature Archive



タイムスタンプと電子署名のアプリケーション

e-文書法: 2005年 JIS化: 2008年 電子署名法: 2001年

タイムスタンプ

医療情報

国税書類

電子契約

議事録

電子署名

電子申請

S/MIME

当日~3年程度

知財保護

電子アリバイ

著作権

公証

後日検証

第三者性

署名

後日検証

認証

その場で検証

本人性



e-文書法の整理

(電子署名・タイムスタンプの視点)

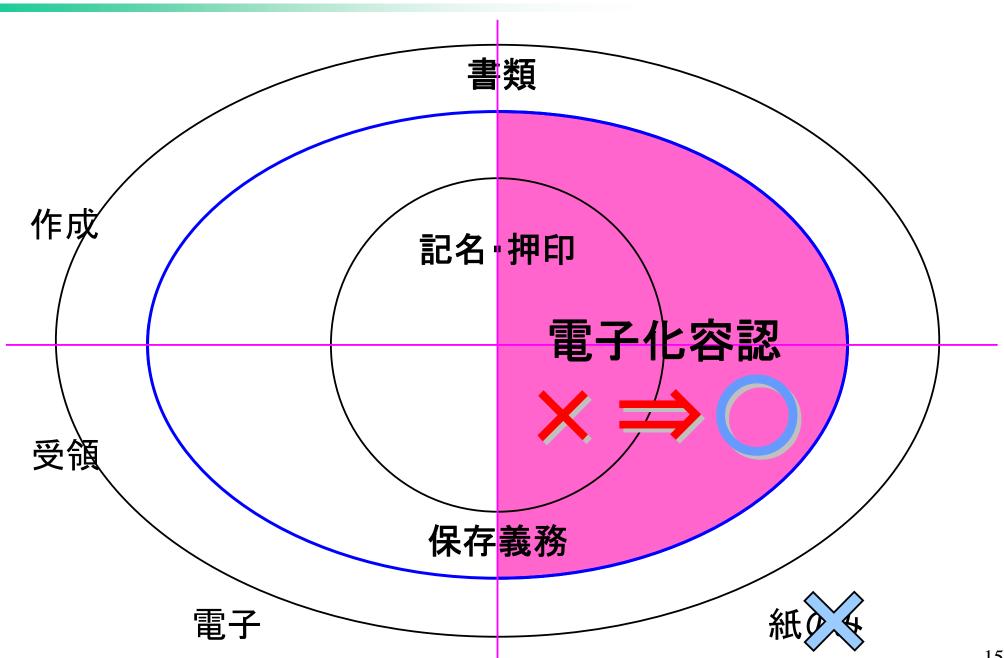


e-文書法とは

- e-文書法:「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」
 - ■「e-Japan重点計画2004」を経て、平成17年4月1日施行
- 民間分野において法律によって保存が義務付けられている 文書に対して電子文書による保存を容認するもの
 - 第1条:目的
 - ・「書面の保存に要する負担軽減を通じて国民の利便性の向上、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に寄与」
 - 第3条:電磁的記録による保存
 - 「民間事業者等は、保存のうち法令規定により書面で行わなければいけないものについては、当該法令の規定に関わらず、主務省令で定めるところにより、電磁的記録による保存を容認する」
- ■対象文書は府省令で指定(約300)
 - 内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

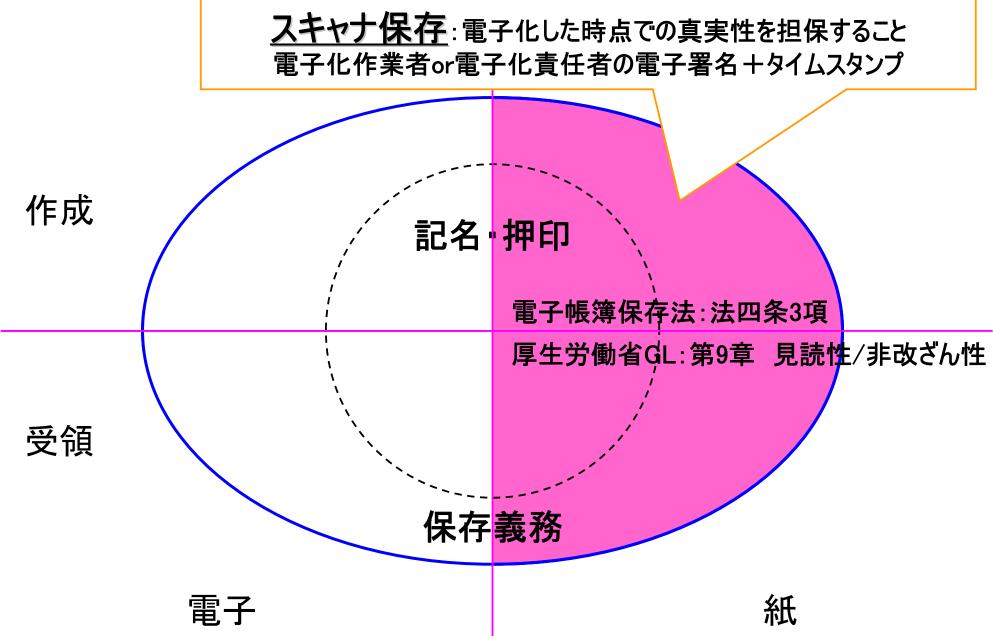


e-文書法について





e-文書法について(紙で作成、電子で保存)



e-文書法について(電子で作成、電子で保存)

記名押印に代えて電子署名(各省令第七条:作成において氏名等を明らかにする措置) 電子署名法第二条第一項 本人性

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

作成

記名•押印 ⇒長期署名:

電子帳簿保存法:法四条2項

作成者の電子署名+タイムスタンプ

厚生労働省GLI: 第7章 真正性/見読性/保存性

電子帳簿保存法:法十条

受領

タイムスタンプで公証が簡便な方法

保存義務

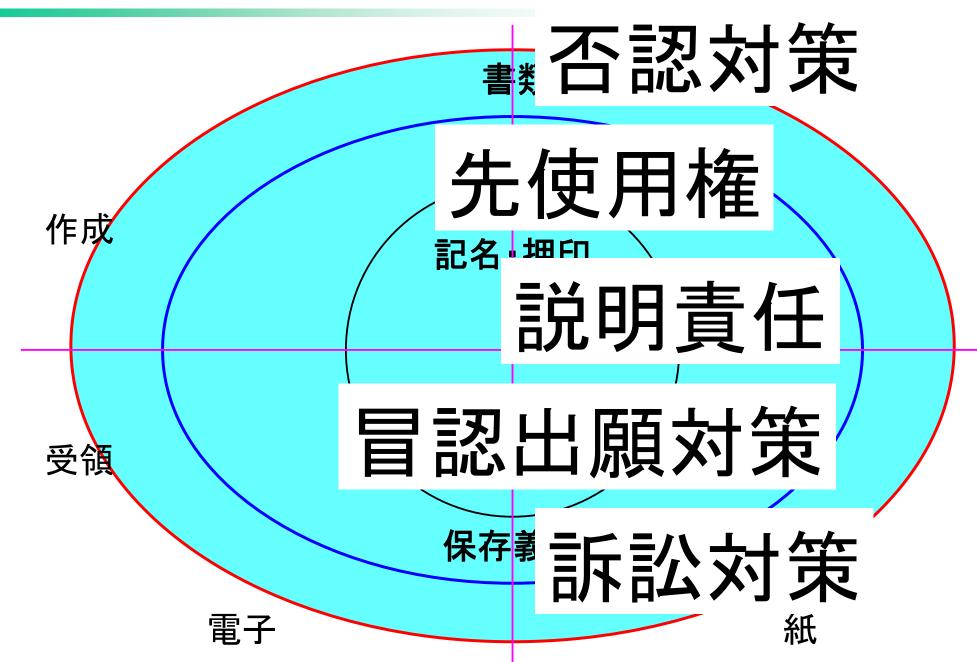
電子

紙

検証性



e-文書法に限らず



タイムビジネス協議会について





タイムビジネス協議会について

タイムビジネス研究会 2002年1月

○ 総務省「標準時配信・時刻認証サービスの研究開発に関する研究会」 (タイムビジネス研究会)の設置6ヶ月にわたりタイムビジネスの必要性・将来性について検討

タイムビジネス推進協議会 2002年6月

事務局:((財)テレコム先端技術研究支援センター)

- タイムビジネス研究会の成果を受けて、より具体的な推進活動を展開するために設立
 - ・ガイドラインの策定 時刻認証基盤ガイドライン(2004年)
 - e-文書法におけるタイムスタンプ適用ガイドライン(2005年) など
 - ・実証実験 技術的な問題点、実運用上の問題を抽出し、新しい応用分野の可能性を検証
- 2006年6月 所期の目的を達成したことから終了

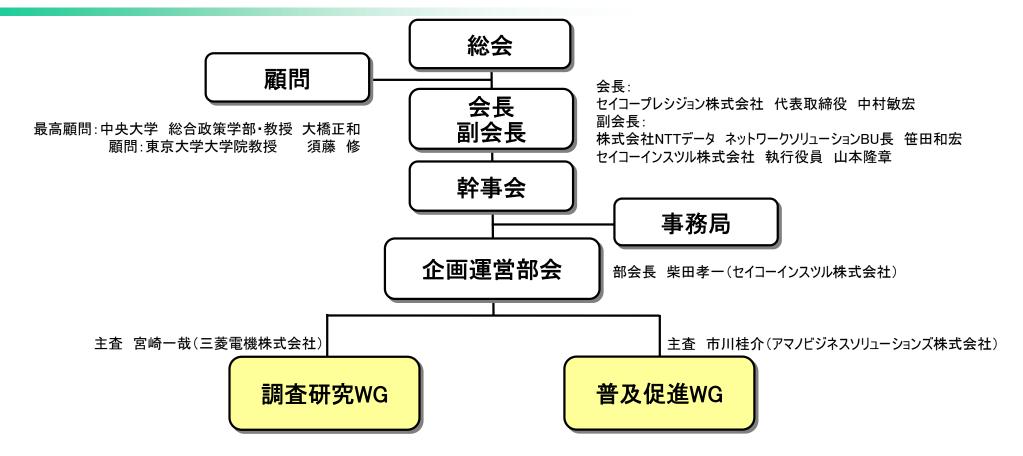
タイムビジネス協議会 2006年7月

事務局:((財)日本データ通信協会)

○ 2006年7月 発起人会・総会を経て設立 タイムビジネスの需要拡大に向けた利活用領域の開発及び普及活動を目的



タイムビジネス協議会活動体制(2012年度)

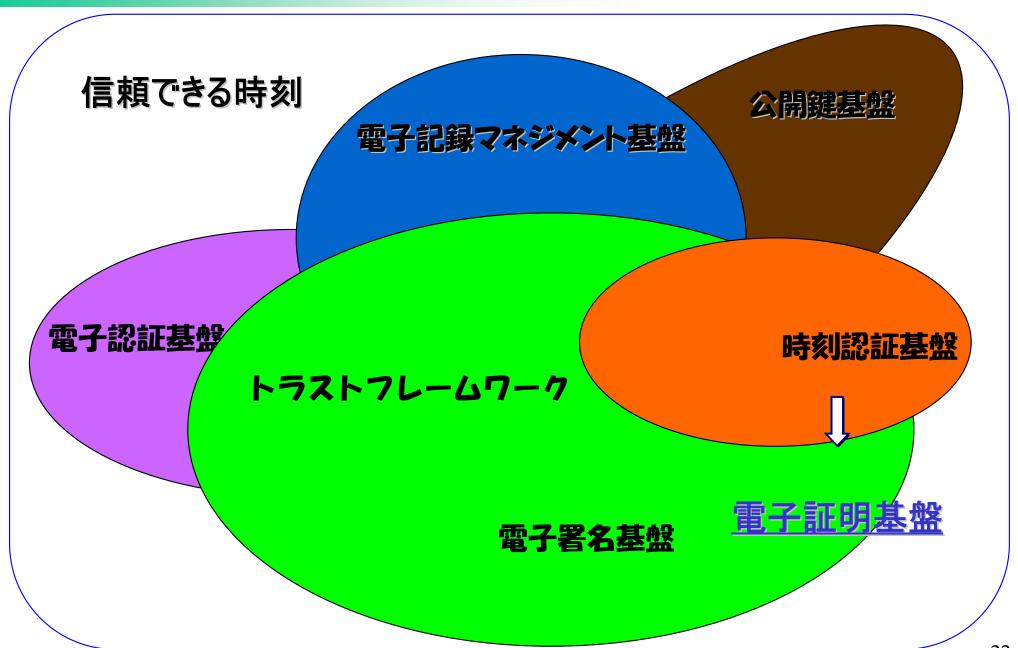


- 1) デジタル情報のトレーサビリティ確保のための原本性を担保する技術動向の定点調査
- ・業界標準規格の在り方、検証ツールの標準化等について調査検討を行う。
- ・欧州・韓国などで先行している<u>電子証明基盤</u>の仕様・モデルに関する日本への適合に関する調査研究

- 2) 公証制度の電子化適用に関するガイドラインの作成
- ・現公証制度と同等の効果をタイムスタンプおよび電子署名で 実現するための方法を有識者を交え検討しガイドラインとして整 理する。
- 3) 勉強会・他団体との交流、情報発信
- ・関係団体との交流、国税・医療・知財等の勉強会の開催
- ・総務省「電子署名・認証、タイムスタンプ普及促進セミナー」



Scope:安全な情報社会のためのICT基盤

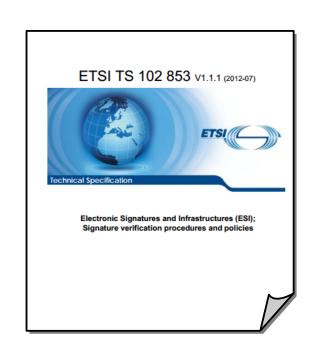




調査研究WG:長期署名検証ガイドラインの作成

Action

- 1. ガイドラインの構成を検討中
- 2. ETSI TS 102 853 (Procedures for electronic signature verification)
 - ① 翻訳 →完了
 - ② 問題点の洗い出し →進行中 EU指令やある特定の処理の流れに 依存してるので問題が多そう・・・
 - ③ 改訂案の作成
 - ④ ETSIへ改訂案提示 →2~3月





普及促進WG: 公証制度の電子化適用に関する・・・

1. 目的、狙い

- 1. エンドユーザやSlerが民間の電子証明サービスを導入する際の適用範囲、運用、理論武装の考察、導入先関係部門への理論武装の障壁の軽減
- 2. 公的証明サービスから民間サービスに代替する際のガイド、制度整備の布石

2. 公証制度・サービスと内容証明郵便

- 1. 解説
- 2. 公証制度によるサービスの用途、分類

3. 証明力とは・・・

4. 民間の証明サービスとの対比

- 1. 機能分類
- 2. 使い分けのガイド、実施要件(使った時の注意点など)

5. 課題、参考等

- 1. セキュリティ面から見た証明力
- 2. 裁判の証拠に使用されるとしたらどうなる?



上位の各種証明サ

ビス

普及促進WG:公証制度の電子化適用に関する・・・

公的機関のサービス

民間のサービス

公証役場のサ ビス

•公正証書の作成 契約に関する公正証書 単独行為に関する公正証書 事実実験公正証書

- •確定日付の付与
- •定款の認証
- •私署証書の認証 署名又は記名押印の認証 宣誓認証

電子公証サ ビス

- •公的な第三者証明
- •長い有効期間
- •20年間保管などの付 加価値

- •電子公証
- •電子契約
- •文書保管

第三者証明など の付加価値

内容証明郵便

•送達証明

- 文書保管(5年間)
- •公的な第三者証明などの付加価値

- •送達証明
- •文書保管
- •第三者証明など の付加価値



普及促進WG:公証制度の電子化適用に関する・・・

	公証制度		内容(一般的な内容)		
1	確定日付の付与		私人の署名又は記名捺印のある文書に確定日付印を押印することで, その私署証書がその日付の日に存在したということの証明。		
	認証	a .私署認証	認証対象文書の署名又は捺印が「本人」によってなされたことを証明。		
		b.宣誓認証 (私署認証の中の特別な認証)	本人が認証対象文書の記載内容が真実であることを宣誓した上文書 に署名又は捺印したことを証明。米国の宣誓供述書に相当。		
71	公正証書	a .契約等の公正証書	契約の成立や合意に関する事実を証明。		
		b .事実実験公正証書	公証人が直接見聞・体験した事実(五官の作用で認識した事実)を基 に作成する公正証書。		

	知財権保護における目的	内容	1	□−а	□−ь	Л−а	ハーb
(1)	先使用権確保	実施または実施準備の事実を証明	0	0	0	0	0
(2)	公知·公用事実立証	他社特許権の排除	0	0	0	0	0
(3)	ノウハウの保護	不正競争防止法の適用容易	0	0	0	0	0
(4)	販売事実の立証	不正競争防止法の適用容易	0	0	0	0	0
(5)	証拠保全	侵害訴訟に備えての証拠確保	0	0	0	0	0
(6)	現物提出の代わり	無効審判等に備えての証拠確保					0
(7)	新規性喪失の例外規定適用	新規性喪失の事実の立証	0	0	0	0	0
(8)	商標の使用、周知性及び著名性の立証	商標法、不競法の適用容易	0	0	0	0	0
(9)	契約	契約内容についての争いの未然の防止。金銭債 務の履行の確保。	0	0	0	0	0
(10)	発明日の立証	発明時の立証容易	0	0	0	0	0

「知的財産分野における公証制度の利用について」,日本弁理士会,パンテント,vol 56,no.9 より



会員名簿

2012年5月25日現在 29社 (会社名 五十音順)

会長:

セイコープレシジョン株式会社 代表取締役 中村敏宏

最高顧問:

中央大学

総合政策学部教授 大橋正和

顧問:

東京大学

大学院教授 須藤 修

幹事会社:

アマノビジネスソリューションズ株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ セイコーインスツル株式会社 セイコープレシジョン株式会社 株式会社PFU 三菱電機株式会社 賛助会員:

NECフィールディング株式会社 コベルコシステム株式会社 スカパーJSAT株式会社 セコム株式会社 セコムトラストシステムズ株式会社 東北インフォメーション・システムズ株式会社 ドコモエンジニアリング北陸株式会社 株式会社日立製作所 富士ゼロックス株式会社 丸文株式会社



ご連絡先

• 一般財団法人日本データ通信協会 タイムビジネス協議会

事務局(高井)

http://www.dekyo.or.jp/tbf/

e-mail: takai@dekyo.or.jp

TEL: 03-5907-3813

〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2-11-1巣鴨室町ビル7階

一般財団法人 日本データ通信協会